

# 牛久市農業委員会第20回総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月10日（月）午後2時00分～

2. 開催場所 牛久市役所分庁舎2階 第1会議室

3. 出席者

農業委員（13名）

会 長 13番 山越 康義

|     |            |            |             |
|-----|------------|------------|-------------|
| 委 員 | 1 番 吉田 功   | 2 番 川村 隆一  | 3 番 飯田 光夫   |
|     | 4 番 坪井 隆典  | 5 番 村松 昇平  | 6 番 澤田 臣男   |
|     | 7 番 平沢 克人  | 8 番 山越 隼人  | 9 番 花島 常雄   |
|     | 10 番 塚崎 光子 | 11 番 藤田 文男 | 12 番 中山 みつい |

農地利用最適化推進委員（5名）

委 員 中島 一郎 鈴木 正規 橋本 龍治 大塚 康夫 橋本 勝慶

農業委員会事務局（3名）

事務局長 榎本 友好 事務局長補佐 近藤 絹 主任 横川 多恵子

4. 欠席委員 なし

5. 議 案

|       |                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による所有権移転許可について                                |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による区分地上権設定許可について                              |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可について                           |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による転用目的の賃借権設定許可について                           |
| 議案第5号 | 農地法第5条の規定による転用目的の使用貸借権設定許可について                         |
| 議案第6号 | 買受適格証明願に対する証明の交付について                                   |
| 議案第7号 | 現況証明願に対する地目の確認および証明の交付について                             |
| 議案第8号 | 農用地利用集積計画に対する審議決定について                                  |
| 議案第9号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について |

## 6. 会議の概要

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局  | 定刻になりましたので、開会にあたり、会長にご挨拶を頂きまして、引き続き牛久市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長に議長をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 会 長  | <p>ただいまより第20回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>出欠委員の報告であります。在任委員13名中、出席委員13名です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数以上の出席により本総会が成立していることを宣言いたします。</p> <p>次に、議事録署名者の指名であります。議長の指名により任命してよろしいか、お諮りします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 一 同  | 異議なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 会 長  | <p>それでは、議事録署名者に、4番 坪井隆典委員、5番 村松昇平委員を指名いたします。</p> <p>参与は、農地利用最適化推進委員の中島委員、鈴木委員、橋本龍治委員、大塚委員、橋本勝慶委員です。</p> <p>事務局は、榎本事務局長、書記として近藤事務局長補佐、横川主任です。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号から第9号まで一括上程致します。なお、審議の都合上、議案第1号より審議いたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について、議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 事務局  | <p>議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可についてです。</p> <p>第1項、城中町字谷田部宿254番2、畑、983㎡、申請者は、申請地に隣接する法人の役員で、自家消費用の野菜類を栽培するため今回の申請をするものです。申請地は接道の無い袋地になっており、申請者が役員を務める法人の敷地を通らないと進入できないため、これまでも、譲渡人が法人の所有地に進入して耕作しておりましたが、高齢のため耕作が難しくなり耕作の経験のある法人の役員が農地として取得するものです。申請者は耕作経験が20年、年間農業従事日数は150日、農機具として耕運機1台を保有しています。なお、法人の隣接地であることから、取得後に法人敷地としての転用を危惧しておりましたが、現地調査時に転用は全く考えておらず、適切に農地として管理すると申請者本人から確認いたしました。</p> <p>次に第2項、新地町字新地下1142番2、田、2,991㎡です。申請者は、隣接する自己所有の田と一体的に耕作するため今回の申請をするものです。申請者は市内在住の農業経営者であり、50年の農作業経験を有し、自作により、田、4,382㎡と畑、6,074㎡、合計10,456㎡を経営しており、農作業に従事する世帯員は2名、年間農業従事日数は160日で、農地取得の権利は有しております。以上です。</p> |
| 会 長  | 現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 平沢委員 | 令和7年2月3日、現況確認調査を、花島委員、山越隼人委員、榎本局長、横川主任と私で                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

行いました。現地写真をご覧ください。

議案第1号第1項および第2項ですが、ご覧いただいております写真のように管理されている状態であることをご報告いたします。

会 長            以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員        特にありません。

会 長            意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

坪井委員        下限面積が撤廃され、小さい面積での農地取得が可能になったわけですが、いまいちど農地の取得要件について確認しておいた方がいいと思います。

事務局           取得農地も含めて全ての農地を効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すると認められること、農地の分断の恐れがなく、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないこと等の要件がございます。

山越隼人委員    現地調査の際、申請者本人に話を聞いて詳細についても確認しております。

会 長            牛久市農業委員会といたしましては、小面積での農地の取得を直ちに認めるというものでは決してなく、あくまでも個々の案件についてしっかりと審査していくべきであると考えます。

会 長            他に質疑はございませんか。議案第1号について、原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

一 同            異議なし。

会 長            異議なし全員賛成と認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。  
続きまして、議案第2号第1項、農地法第3条の規定による区分地上権設定許可と関連する議案第4号第2項、転用目的の賃借権設定許可について合わせて議題に供します。事務局より説明願います。

事務局           議案第2号、農地法第3条の規定による区分地上権設定許可についてです。  
「農林水産省経営局農地政策課長通知」「2経営第3388号」により、『営農型太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合、農地法第5条第1項の申請者に対して、地上権を設定するための、法第3条第1項の許可に係る申請を同時に行うことを指導すること』、とされていることから、議案第2号第1項と議案第4号第2項を続けて説明いたします。  
議案第2号第1項、柏田町字善治ケ台3530番1、登記地目山林、現況畑、  
8,568㎡ですが、申請者は東京都千代田区に拠点を置く太陽光発電等の事業を行う法人で、申請地において営農型太陽光発電事業を行うため区分地上権を設定するものです。貸渡

人は、筑西市に拠点を置く農地所有適格法人で広域認定農業者の資格を持つ法人となります。申請内容は、賃貸人が令和6年5月に農地法第3条により取得した農地で、営農型太陽光発電設備を設置するため区分地上権を設定するものです。関連する項目となりますので続けて議案第4号第2項の説明をいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による転用目的の賃借権の設定についてです。

第2項、柏田町字善治ケ台3530番1、登記地目山林、現況畑、8、568㎡のうち40.07㎡です。転用目的は、営農型太陽光発電設備設置場で、一時転用の期間は許可日から10年間となります。事業計画は、595Wの太陽電池モジュール920枚、合計547.4kW、49.5kWのパワーコンディショナー8台を設置し、パワーコンディショナー換算396kWの太陽光発電設備を整備します。発電した電力は14円/kWhの固定価格で「コーポレートPPA事業」により環境価値を付加した再エネ電力として小売電気事業者を経由して需要家に売電します。資金はすべて自己資金で賄う計画となっており、関係機関との協議は了しております。施設整備の費用・経費は自費で賄う計画とされており、撤去費用に関する計算書、および残高証明等、必要添付書類についても確認しております。なお、下部の農地では大豆とサトイモを1年おきに作付する計画となっており、すでに令和6年度に大豆の栽培実績があります。下部の農地における営農計画書、知見を有する者の意見書の添付等確認しております。以上です。

会 長

現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

平沢委員

議案第2号第1項および議案第4号第2項ですが、農地区分は一種農地と考えます。転用目的が営農型太陽光発電設備設置場であり、今回の申請について許可相当と思われます。

会 長

以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員

特にありません。

会 長

意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同

異議なし。

会 長

質疑はございませんか。議案第2号第1項および議案第4号第2項について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

一 同

異議なし。

会 長

異議なし全員賛成と認め、議案第2号第1項および議案第4号第2項は、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可について、議題に供します。なお、議案第3号第2項について関連する議案第5号第1項、農地法第5条の規定による転用目的の使用賃借権設定許可についても合わせて議題に供します。事務局より説明願います。

事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可についてです。

第1項、久野町2576番、外1筆、畑、計3,639㎡です。転用目的は資材置場で、申請者は、千葉県松戸市に拠点を置く太陽光発電事業等を行う法人です。申請者は千葉県、茨城県、埼玉県などに太陽光発電施設を整備する事業を進めており、事業拡大にあたり、高速道路のインターチェンジに近く交通アクセスのよい資材置場を探していたところ、松戸市の本社から1時間以内でアクセスでき、圏央道阿見東インターチェンジから約1km、3分でアクセスできる当申請地が最も条件が良く、地権者との合意も得られたことから今回の申請に至ったものです。事業内容としては、入口2か所に車両進出用のスロープを設置、施錠のできる門扉を整備し、全体に碎石を敷き、東西の隣地境界に雨水対策を兼ねた緑地帯を設け、周囲には防犯用のフェンスを整備します。利用計画としては、重機29台、1メガワット分相当の杭材、架台、フェンス等の太陽光発電資材の置場と、大型貨物自動車の回転広場2か所を設けるもので、給・排水は無し、雨水については敷地内自然浸透としています。なお、費用については自己資金で賄い、関係機関との協議は了しております。

続きまして第2項ですが、関連する項目のため、議案第5号第1項も併せて説明いたします。

議案第3号第2項、牛久町字駒様2393番1、畑、1,032㎡、

議案第5号第1項、牛久町字駒様2392番、外2筆、畑、646.3㎡ですが、転用目的は農家住宅で既存集落に該当します。申請者は市内在住の夫婦で、自宅の農家住宅が国土交通省の施工する国道6号バイパスの事業用地となったため、公共移転により申請地4筆の農地を代替地として農家住宅用地に転用するものです。議案第3号第2項により、畑1筆、

1,032㎡を売買にて、議案第5号第1項により、夫所有の農地である畑1筆、593㎡と妻所有の農地である畑2筆53.3㎡、を使用貸借にて、合計1,678.3㎡を、夫婦の共有名義に権利移転し転用する計画です。計画している住宅は、木造平屋建て住宅1棟、

175.14㎡と木造2階建ての倉庫1棟59.62㎡を建築する内容となっており、取水は井戸、雨水は敷地内浸透、汚水・雑排水は浄化槽で処理後側溝へ放流する計画です。なお、資金については、補償金で賄う計画で、関係機関との協議は了しております。

次に第3項、下根町字愛宕517番8、畑、417㎡、転用目的は自己用住宅で、既存集落に該当します。申請者は、現在、市内のマンションに家族で居住しておりますが、手狭になったことから、生活圏の同じ当該地に自己用住宅を建設するものです。計画する住宅は木造2階建て1棟133.01㎡で、取水は上水道、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後に敷地内処理する計画です。なお資金については借入で賄う計画で、関係機関との協議は了しております。以上です。

会長

現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

平沢委員

議案第3号第1項ですが、農地区分は二種農地と考えます。転用目的が資材置場であり、今回の申請について許可相当と思われます。

議案第3号第2項および議案第5号第1項ですが、農地区分は二種農地と考えます。転用目的が農家住宅であり、今回の申請について許可相当と思われます。

議案第3号第3項ですが、農地区分は二種農地と考えます。転用目的が自己用住宅であり、今回の申請について許可相当と思われます。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 長  | 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 推進委員 | 特にありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 会 長  | 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 一 同  | 異議なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 会 長  | 質疑はございませんか。議案第 3 号および議案第 5 号第 1 項について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 一 同  | 異議なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 会 長  | 異議なし全員賛成と認め、議案第 3 号および議案第 5 号第 1 項は、原案のとおり許可することに決定いたします。<br>続きまして、議案第 4 号第 1 項、農地法第 5 条の規定による転用目的の賃借権設定許可について、議題に供します。事務局より説明願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事務局  | 議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による転用目的の賃借権設定許可についてです。<br>第 1 項、正直町字観音谷 8 8 0 番、外 1 5 筆、田、計 4, 7 8 0 m <sup>2</sup> です。転用目的は資材置場です。申請者は、つくば市に本店を置く土木工事および土木建築用資材の販売等を行う法人で、現在利用しているつくば市大角豆にある資材置場が令和 7 年 1 月から使用できなくなることおよび事業拡大により新たな資材置場の確保が必要であるため申請するものです。申請地は県道竜ヶ崎・阿見線に沿った谷状地形の谷津田で、ここを再生砕石で埋め立て、資材置場および法面等を造成し、敷地内にある既存水路および境界沿いの水路の整備をするとともに、周辺に鉄パイプおよび養生ネット、門扉を設置する計画で、取水は無し、雨水は敷地内貯留、汚水・雑排水は無しとなっております。なお、申請書には、本申請地について賃貸人が農地法第 3 条で取得したにも関わらず、今まで耕作していなかったことについての「理由書」および、埋立てに使う砕石について、発生事業者工場ごとに砕石の試験データおよび数量を農業委員会に提出し、確認を得たのちに搬入することを記載した「確約書」、等の説明資料を添付しております。資金については借入金で賄う計画で、関係機関との協議は了しております。以上です。 |
| 会 長  | 現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 平沢委員 | 議案第 4 号第 1 項ですが、農地区分は二種農地と考えます。転用目的が資材置場であり、今回の申請について許可相当と思われます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 会 長  | 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 推進委員 | 特にありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 長  | 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 坪井委員 | 農地法第3条で耕作目的で取得したのはいつですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局  | 平成29年に12筆、平成30年に3筆、令和4年に1筆取得しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 川村委員 | 耕作していないにも関わらず、追加で農地を取得している。投機目的の農地所有となっていないか農地パトロール等でチェック機能をきちんと働かせ、転用が目的であれば最初から転用の申請を指導する等、農業委員会の仕事として地域の農地を守るという使命を全うすべく、対処するべきと考える。今後の対策を考えるべきである。農地法第3条で取得後の第5条の転用については、その都度厳重な審査が必要であるとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 一 同  | 異議なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 会 長  | 他に質疑はございませんか。議案第4号第1項について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 一 同  | 異議なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 会 長  | 異議なし全員賛成と認め、議案第4号第1項は、原案のとおり許可することに決定いたします。<br>続きまして、議案第6号の買受適格証明願いに対する証明の交付について、議題に供します。事務局より説明願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事務局  | 議案第6号、買受適格証明願いに対する証明の交付についてです。<br>買受適格証明とは、農地の競売・公売に参加する参加者が農地法の許可を受ける見込みのある者であることを農業委員会が証明するものです。今回の案件は、農地を耕作目的で取得する、農地法第3条第1項の権利移動を目的とした証明願になります。総会で審議され、適格者であると判断された場合は、買受適格証明書を発行します。買受適格証明を受けた者は、その証明書をもって競売、公売に参加することとなります。<br>第1項、城中町字稻荷台1736番1、畑、943㎡です。申請者は、つくばみらい市で59年の農作業経験を有する農業経営者であり、農業経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、自作により、田、17,934㎡と畑、1,723㎡、合計19,657㎡を経営し、権利取得後は、申請地で蔬菜類の栽培を計画しております。農作業に従事する世帯員は2名、年間農業従事日数はそれぞれ200～250日で、大型農機具等として、トラクター4台、耕運機2台、田植機2台、コンバイン1台を保有しています。申請にはつくばみらい市農業委員会発行の耕作証明が添付されております。以上です。 |
| 会 長  | 現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 平沢委員 | 議案第6号第1項ですが、ご覧いただいております写真のように、遊休農地化しておりますが、草刈り、耕起を行うことにより耕作可能な農地であることをご報告いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 長  | 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 推進委員 | 特にありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 会 長  | 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 一 同  | 異議なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 会 長  | 質疑はございませんか。議案第 6 号について証明してよろしいか、お諮りします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 一 同  | 異議なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 会 長  | 全員異議なしと認め、議案第 6 号は、証明することに決定いたします。<br>続きまして、議案第 7 号の現況証明願いに対する地目の確認および証明の交付について、議題に供します。事務局より説明願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 事務局  | <p>議案第 7 号、現況証明願いに対する地目の確認および証明の交付についてです。</p> <p>県の事務処理要領では、写真の添付に関わらず、原則として農業委員 3 人以上と事務局職員により現地確認を実施し、証明の範囲であるものと認められたものについては、農業委員会総会で議決し、証明願に奥書証明を行い交付することになっております。</p> <p>第 1 項、中根町字松ノ宮 3 8 5 番 4、畑、面積 9 1 ㎡について、申請者から非農地証明願が提出された案件となります。地目は台帳上では畑ですが、現在の利用状況は「宅地」であり、現在より 2 7 年前に当たる平成 9 年より宅地の一部として利用しており、証明を必要とする理由として「地目変更登記申請のため」となっております。申請には、始末書が添付されており、農地法の許可が必要なことをよく理解しておらず、平成 9 年ごろから宅地の敷地としてきた顛末と、以後このようなことがないように注意し、今後は農地法を遵守することが記されております。その他申請には、現況写真および 2 6 年前の航空写真が添付されております。以上です。</p> |
| 会 長  | 現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 平沢委員 | 議案第 7 号第 1 項ですが、現在より約 2 6 年前、平成 1 0 年当時の国土地理院の航空写真から見ても、建物が建っており、現在はその建物は撤去されているもののアスファルトが敷かれています。農地法を知らず、許可を得ずに転用してしまったが、今後は法令を遵守するとの始末書も添付されており、非農地として証明することについて問題はないと思われます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 会 長  | 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 推進委員 | 特にありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 長  | 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 川村委員 | なぜこういうことをしたのか申請時にきちんと聞き取りはしているのか。事務局は対応が甘過ぎるのではないか。無断転用は重いものであると厳しく指導するべきである。「無断転用してました、今になって非農地証明ください」はおかしい。本来は違反転用は現状復帰するべきものである。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 一 同  | 異議なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 会 長  | 他に質疑はございませんか。議案第 7 号について証明してよろしいか、お諮りします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 一 同  | 異議なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 会 長  | 異議なし全員賛成と認め、議案第 7 号は、証明することに決定いたします。<br>続きまして、議案第 8 号、農用地利用集積計画に対する審議決定について議題に供します。<br>事務局より説明願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局  | 議案第 8 号、農用地利用集積計画に対する審議決定についてです。<br>改正前農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、牛久市長より農業委員会に対し、令和 6 年度、第 11 回牛久市農用地利用集積計画の案が提出されましたのでお諮りいたします。資料を 1 ページめくっていただきまして、令和 6 年度、第 11 回農用地利用集積計画集計表(新規設定)の表をご覧ください。賃貸借権設定期間 3 年から 10 年未満が、畑 2 件、2, 173 m <sup>2</sup> となっております。なお筆ごとの詳細は次のページのとおりです。<br>次に、令和 6 年度、第 11 回農用地利用集積計画集計表(再設定)の表をご覧ください。賃貸借権設定期間 3 年から 10 年未満が、田 7 件、8, 135 m <sup>2</sup> 、使用貸借権設定期間 3 年から 10 年未満が、畑 3 件、15, 203 m <sup>2</sup> 、合計 10 件、面積合計 23, 338 m <sup>2</sup> となります。なお筆ごとの詳細は次のページのとおりです。以上です。 |
| 会 長  | 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 推進委員 | 特にありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 会 長  | 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 一 同  | 異議なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 会 長  | 質疑はございませんか。議案第 8 号について原案の通り承認してよろしいか、お諮りします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 一 同  | 異議なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 会 長  | 異議なし全員賛成と認め、議案第 8 号は、原案の通り承認することに決定いたします。<br>続きまして、議案第 9 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定によ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

る農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局

議案第9号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、牛久市長より提出された、農用地利用集積等促進計画の案に対し、農業委員会が答申する意見について審議するものです。資料を1ページめくっていただき、新規のものとしたしまして、賃貸借権設定期間10年以上が、畑3件、7,183㎡、使用貸借権設定期間10年以上が、畑1件、2,917㎡、合計、畑4件、10,100㎡です。

次に再転貸に関するものです。賃貸借権設定期間3年未満が、田、4件、3,988㎡です。なお筆ごとの詳細については、次のページの通りです。以上です。

会 長

以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員

特にありません。

会 長

意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同

異議なし。

会 長

質疑はございませんか。議案第9号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。

一 同

異議なし。

会 長

異議なし全員賛成と認め、議案第9号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に報告事項です。農地法第4条および第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について、事務局処務規程第6条の規定に基づき専決処理した件について、事務局より報告がありましたので資料をお読み取りください。

本日の議事は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、第20回農業委員会総会を閉会いたします。円滑な議事運営にご協力いただき有り難うございました。